

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの期間、53年4月から54年3月までの期間、同年5月から同年10月までの期間及び56年4月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和52年4月から同年9月まで
②昭和53年4月から54年3月まで
③昭和54年5月から同年10月まで
④昭和56年4月から57年9月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。申立期間を含めこの当時は、市税の滞納額や水道料金を集金する人に毎月国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市の市税の滞納額や水道料金を集金する人に毎月国民年金保険料を納付したとしている。これについてA市に確認したところ、資料等が保存されておらず不明としているが、「特定月での集金があったが、毎月職員が国民年金保険料を集金することは無かった。」としている。また、申立人は、この集金人から一緒に集金を受けていた者も分からないとしており、申立内容を裏付ける証言も得られないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は無い。

さらに、申立人は、申立期間以外にも国民年金の未納期間が散見されるほか、申立人の夫も夫婦別々に納付していたとしているが、申立人と同様に未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から47年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。昭和47年5月にA市からB町（現在は、C町）に帰って来た時、自分で国民年金の加入手続を行ったが、未納期間があると役場の人に言われたので、未納期間の保険料を一括で納付したはずである。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人へ聴取したところによると、昭和47年5月の転居後、しばらくしてから国民年金の加入手続を行ったとのことであり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、48年2月ごろであることから、申立人が加入手続を行ったのは同月ごろであったと推認される。この時点において、申立期間のうち43年9月から45年12月までの国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は未納保険料をまとめて役場の窓口で納付したとしているが、加入手続を行ったとみられる昭和48年2月の時点で納付可能だった期間のうち、46年1月から47年3月までの間の国民年金保険料は過年度保険料に相当し、市町村では制度上収納できない。念のためC町に照会したところ、過年度保険料については収納することは無かったとしている。

さらに、申立人の納付金額に係る記憶は明確でない上、申立人の納付記録をみると、昭和48年2月の国民年金の加入手続の際、現年度分となる47年4月までさかのぼって一括納付したとみられることから、この納付を本件申立期間を含む未納期間すべての保険料を納付したものと勘違いした

と思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から50年11月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。結婚するまでは国民年金に加入していなかったが、結婚を契機に国民年金に加入し継続して納付してきたはずである。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、昭和51年1月9日であり、社会保険庁の被保険者台帳、A市の保有する被保険者名簿とも資格取得日は50年12月27日となっている。

申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に勤務しているため申立期間は任意加入期間に相当し、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和50年12月の時点では、制度上、さかのぼって加入し、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和42年12月に結婚し、B市（現在は、C市）役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、C市に確認したところ、同市が保存する国民年金被保険者名簿の索引簿に申立人の氏名、生年月日の記載は無い。

さらに、申立人に確認したところ、C市で国民年金手帳の交付を受けた記憶が無いとしているほか、申立期間について、納付方法、納付金額の記憶が無く、申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年8月まで

昭和19年10月から20年8月まで、A市にあったB病院に看護婦として勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無く、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には給与明細書等の資料は無く、申立ての事業所についてC県健康福祉局に確認したところ、戦後継承団体は無く、関係資料等は引き継がれていないとしており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、社会保険庁の記録では、B病院は厚生年金保険適用事業所として確認できない。

さらに、申立人は当時の同僚として3名の名前をあげており、これら同僚3名の年金加入記録を確認したが、申立期間当時、B病院及びその類似施設で厚生年金保険の加入記録がある者はいない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 34 年 9 月まで
昭和 31 年 4 月から 34 年 9 月まで、A 市にあった「B 社」に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無く、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、社会保険庁の記録では、B 社は厚生年金保険適用事業所として確認できない。なお、法人登記簿を確認したが、申立ての事業所は登記されていない。

一方、B 社と類似名称の事業所で、申立人が後年勤務し厚生年金保険の加入記録を有する C 社があるが、同社の厚生年金保険の適用は、申立期間以降の昭和 36 年 5 月 1 日である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。